

年度 市民税・県民税・森林環境税
税額通知書

(配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額分)

神戸市長



問合せ先

TEL.078()



区	整理番号	税額変更理由	該当年度

配当所得(総合課税分)	(円)	
上場株式等譲渡所得	(円)	
上場株式等配当所得(分離課税分)	(円)	
株式の特定譲渡損失の繰越控除金額	(円)	
その他の所得※	(円)	
配当割額・株式等譲渡所得割額特徴分	(円)	

あなたの市民税・県民税の配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額又は還付税額等を地方税法及び神戸市市税条例の規定によって、次のとおり決定しました。市民税・県民税が納めすぎとなった場合は、その額を還付し、他の未納の市税(市県民税、固定資産税、軽自動車税等)に充当し、又は未納の森林環境税の委託納付に充てます。その際は、後日、過納金還付兼充当通知書をお送りします。

※その他の所得は、この明細書に限り、配当所得(総合・分離課税分)及び上場株式等譲渡所得以外の所得の合計額を記載しています。

定額減税控除済額 ○円、控除外額 ○円

①	税額控除前所得割額			
②	調整控除額			
③	税 配当控除額			
④	額 住宅借入金等特別税額控除額			
⑤	控 外国税額控除額			
⑥	除 寄附金税額控除額			
⑦	所得割調整控除額			
⑧	税額控除後所得割額(①-②-③-④-⑤-⑥-⑦、マイナスの場合は0)			
⑨	定率控除額(平成18年度以前該当分のみ適用)			
⑩	定率控除後所得割額(⑧-⑨、マイナスの場合は0)			
⑪	配当割額控除額及び株式等譲渡所得割額控除額			
⑫	配当割額控除額及び株式等譲渡所得割額控除額を控除した後の所得割額(⑩-⑪、マイナスの場合は0)			
⑬	控除不足額(所得割より控除しきれなかった配当割額控除額及び株式等譲渡所得割額控除額)(⑫-⑬、マイナスの場合は0)			
⑭	均等割額			
⑮	減免額			
⑯	差引税額(⑭+⑮-⑬、マイナスの場合は0)			
⑰	森林環境税額			
⑱	年 税 額(円)	既 年 税 額(円)	年 税 額 差 額(円)	
	控除不足額(円)	既控除不足額(円)	控除不足額差額(円)	
	充当・委託納付額(円)	既充当・委託納付額(円)	充当・委託納付額差額(円)	
	差引納付額(円)	既差引納付額(円)	差引納付額差額(円)	
	還付相当額(円)	既還付相当額(円)	還付相当額差額(円)	

年金特別徴収税額(円)		控除不足額に係る還付相当額(円)		納入額(円)				
普通徴収	第1期分	第2期分	第3期分	第4期分	随時分納期	月 随時分納期	月 随時分納期	月
各期の税額(円)								
充当・委託納付額(円)								
差引納付額(円)								
期割還付額(円)								

		期割還付額合計(円)						
特別徴収		6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	
各月の税額(円)								
充当・委託納付額(円)								
差引納付額(円)								
月割還付額(円)								
		12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	
各月の税額(円)								
充当・委託納付額(円)								
差引納付額(円)								
月割還付額(円)								
		月割還付額合計(円)						